

## 個人情報保護管理運営会議 付議事項

|    |   |
|----|---|
| 件名 | 国民健康保険料のeLTAX納付導入に係る共通納税 IFS との外部結合について |
|----|---|

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合）

（担当部課：健康部医療保険年金課）

## 事業の概要

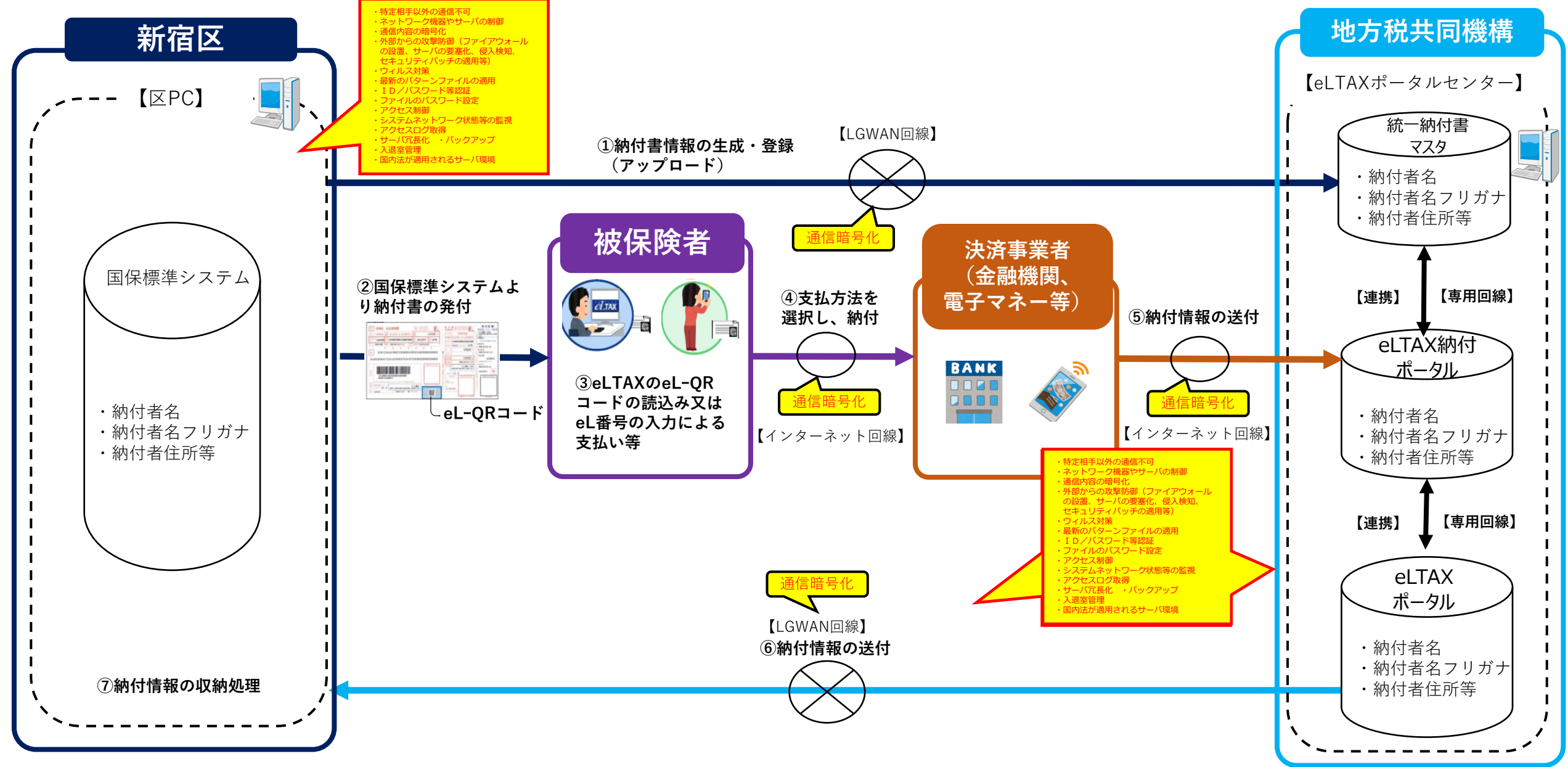
|      |   |
|------|---|
| 事業名  | 国民健康保険料の eTAX 納付導入に係る共通納税 IFS との外部結合について  |
| 担当課  | 医療保険年金課   |
| 目的   | eTAX (エルタックス) を活用した地方税統一 QR (以下「eL-QR」という。) による納付サービスを導入することで、区民の利便性及び業務の効率化を図るため。  |
| 対象者  | eTAX システムで納付する国民健康保険料の納付義務者   |
| 事業内容 | <p>1 概要</p> <p>「地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）が令和 6 年 6 月 26 日に公布された。改正法では「公金の収納事務のデジタル化」について規定されており、また「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（令和 6 年 7 月 2 日）においても、eTAX を活用した納付を可能とする公金（国民健康保険料）への対応を着実に進めるよう、言及されている。国からの要請を踏まえ、新宿区でも、令和 5 年度から税務課において eL-QR を利用した納付サービスが導入されている。</p> <p>このたび、新宿区国民健康保険料についても、eTAX を活用した eL-QR による納付サービスを導入することにより、区民の利便性の向上及び業務の効率化を図る。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>区のイントラネット端末と地方税共同機構が構築・運営する共通納税インターフェースシステム（以下「共通納税 IFS」という。）を LGWAN 回線で結合し、データの送受信を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>国民健康保険加入世帯数 73,106 人（令和 7 年 7 月末現在）</p> <p>※個人情報の流れは、資料 9-1 のとおり</p> |

## 件名 eL TAXシステムとの外部結合について

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 保有課(担当課)                | 医療保険年金課   |
| 登録業務の名称                 | 国民健康保険料   |
| 結合される情報項目(だれの、どのような項目か) | 1 対象者<br>eL TAXシステムで納付する国民健康保険料の納付義務者<br>2 情報項目<br>資料9-2のとおり  |
| 結合の相手方                  | 地方税共同機構   |
| 結合する理由                  | eL TAXを活用したeL-QRによる納付サービスを導入することにより、区民の利便性の向上及び業務の効率化が見込まれるため。<br>また、電子納付の納付件数が増加し、窓口での納付が減少することにより、医療保険年金課及び特別出張所の窓口混雑の緩和が見込まれ、この点においても、区民の負担軽減が見込まれる。 |
| 結合の形態                   | 区のイントラネット端末と地方税共同機構が運営する共通納税IFSをLGWAN回線(地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク)で結合し、データの送受信を行う。  |
| 結合の開始時期と期間              | 令和8年6月から令和9年3月31日まで(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)<br>※ 令和8年6月からテスト実施による結合を行う。   |
| 情報保護対策                  | 別紙チェックリストのとおり   |

# 国民健康保険料の納付に係る個人情報の流れ (eLTAX納付)

※令和5年度から税務課にてeL-QRによる納付サービス導入済み。



## 結合される情報項目

## 国民健康保険料の共通納税システムに係る項目

## 【ファイル名：納付情報登録ファイル】

登録区分、共通納税機関コード、税務事務所コード、所属コード、案件特定キー、確認番号、税目・料金番号、管理番号、公開開始日、賦課年度、課税年度、期別、納期限、指定期限、支払期限（公開終了日）、拡張領域（延滞金自動計算フラグ）、拡張領域（延滞金計算開始年月日）、拡張領域（延滞金免除等区分1）、拡張領域（延滞金免除等期間1（自））、拡張領域（延滞金免除等期間1（至））、拡張領域（延滞金免除等区分2）、拡張領域（延滞金免除等期間2（自））、拡張領域（延滞金免除等期間2（至））、未納額、延滞金、過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額、各種手数料額、納付額、納税者ID、拡張領域（関連ID区分）、拡張領域（関連ID）、利用者向け確認用表示情報、還付済データ等への補記情報、納付可否区分、口座振替区分、拡張領域（金融機関コード）、拡張領域（店舗コード）、拡張領域（口座種別コード）、拡張領域（口座番号）、拡張領域（記号）、拡張領域（番号）、納付書情報登録依頼連番、納付書情報登録不可事由区分、納付書情報登録不可事由、拡張予備領域01、拡張予備領域02

## 【ファイル名：納付書情報出力ファイル】

登録区分、共通納税機関コード、税務事務所コード、所属コード、案件特定キー、確認番号、税目・料金番号、管理番号、公開開始日、賦課年度、課税年度、期別、納期限、指定期限、支払期限（公開終了日）、拡張領域（延滞金自動計算フラグ）、拡張領域（延滞金計算開始年月日）、拡張領域（延滞金免除等区分1）、拡張領域（延滞金免除等期間1（自））、拡張領域（延滞金免除等期間1（至））、拡張領域（延滞金免除等区分2）、拡張領域（延滞金免除等期間2（自））、拡張領域（延滞金免除等期間2（至））、未納額、延滞金、過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額、各種手数料額、納付額、納税者ID、拡張領域（関連ID区分）、拡張領域（関連ID）、利用者向け確認用表示情報、還付済データ等への補記情報、納付可否区分、口座振替区分、拡張領域（金融機関コード）、拡張領域（店舗コード）、拡張領域（口座種別コード）、拡張領域（口座番号）、拡張領域（記号）、拡張領域（番号）、納付書情報登録依頼連番、納付書情報登録不可事由区分、納付書情報登録不可事由、拡張予備領域01、拡張予備領域02、仮消込区分、収納チャンネル、登録契機、延滞金（納付状況）、納付額（納付状況）、累積額（納付状況）、納付年月日（納付状況）、決済年月日（納付状況）

## 【ファイル名：納付書情報登録依頼ファイル】

受付番号、納付書情報登録依頼連番、共通納税機関コード、税務事務所コード、所属コード、依頼区分、案件特定キー、確認番号、税目・料金番号、納税者ID、利用者ID、拡張領域（関連ID区分）、拡張領域（関連ID）、納付者名フリガナ、納付者名、納付者住所、納付者メールアドレス、納付書情報登録依頼受信日時、拡張予備領域01、拡張予備領域02、登録状況、納付書情報登録不可事由区分、納付書情報登録不可事由

## 【ファイル名：処理結果ファイル】

レスポンスコード、ファイル名、結果、総完了件数、登録完了件数、エラー件数、再実施ポイント

## 【ファイル名：処理結果ファイル（エラーファイル）】

ファイル内行番号、列番号、エラー種別、エラー種別名、エラー区分、エラー内容

## 【ファイル名：処理結果ファイル（削除リスト）】

登録区分、共通納税機関コード、税務事務所コード、所属コード、案件特定キー、確認番号、税目・料金番号、管理番号、公開開始日、賦課年度、課税年度、期別、納期限、指定期限、支払期限（公開終了日）、拡張領域（延滞金自動計算フラグ）、拡張領域（延滞金計算開始年月日）、拡張領域（延滞金免除等区分1）、拡張領域（延滞金免除等期間1（自））、拡張領域（延滞金免除等期間1（至））、拡張領域（延滞金免除等区分2）、拡張領域（延滞金免除等期間2（自））、拡張領域（延滞金免除等期間2（至））、未納額、延滞金、過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額、各種手数料額、納付額、納税者ID、拡張領域（関連ID区分）、拡張領域（関連ID）、利用者向け確認用表示情報、還付済データ等への補記情報、納付可否区分、口座振替区分、拡張領域（金融機関コード）、拡張領域（店舗コード）、拡張領域（口座種別コード）、拡張領域（口座番号）、

拡張領域 (記号)、拡張領域 (番号)、納付書情報登録依頼連番、納付書情報登録不可事由区分、納付書情報登録不可事由、拡張予備領域 01、拡張予備領域 02

**【ファイル名：納付情報管理ファイル】**

地方公共団体コード、納税者 I D、発行依頼受信日時、税務事務所コード、所属コード、手続 I D (電子納税)、申告区分 (eLTAX)、税目区分 (電子納税)、見込みなし納付区分、期別 (自)、期別 (至)、申告受付番号、申告受付日、申告受付日時、利用者 I D、納付者名フリガナ、納付者名、納付者住所、本税等合計額、延滞金合計額、収納団体名、支払内容、収納団体番号、納付番号、納付区分、確認番号、支払可能期限、納付情報管理登録日時、納付情報作成日時、MPN 登録日時、内訳情報個数、法人番号、特定キー 1、特定キー 2、特定キー予備、総括納付情報納付区分、総括納付情報確認番号、納付情報件数、備考、納付額コード、納付額区分、納付額名、金額

**【ファイル名：納付情報管理ファイル (金融所得課税)】**

様式 I D、種類コード、様式別申告連番、種類別申告連番、N I S A 区分、納税者 I D (特別徴収義務者)、特定キー予備残

**【ファイル名：納付情報管理ファイル (自動車 OSS)】**

OSS 受付番号、特定キー予備残

**【ファイル名：納付情報管理ファイル (共通納税 IFS・納付 PS)】**

延滞金通知フラグ、税目・料金番号エラーフラグ、特定キー予備残

**【ファイル名：納付情報ファイル (納付日/入金日)】**

データ区分、ファイル種別、収納団体コード、システム利用領域 01、ファイル作成年月日、ファイル作成時刻、データ件数、エラーデータ件数、ワーニングデータ件数、決済単位年月日、システム利用領域 02、合計金額、システム予備、データ区分、システム利用領域 03、納付番号、収納団体コード、税目・料金番号、申告区分・課税期間、確認番号、履歴番号、パスワード、システム利用領域 04、システム利用領域 05、システム利用領域 06、システム利用領域 07、システム利用領域 08、システム利用領域 09、システム利用領域 10、システム利用領域 11、レスポンスコード、システム利用領域 12、システム利用領域 13、納付金区分、氏名カナ、氏名漢字、今回請求金額合計、請求本体金額、請求固定延滞金額、延滞金随時計算フラグ、納付情報変更年月日、納期限、延滞金計算開始年月日、延滞金表示区分、請求消費税、消費税表示区分、納付内容カナ、納付内容漢字、手数料負担区分、地公体任意情報、納付方式、拡張予備領域 01、機構指定納付受託者、システム利用領域 14、今回支払金額合計累積、今回支払金額合計、支払納付額、支払延滞金額、支払消費税、領収区分、支払方法、チャンネル区分、入力区分、印紙税額、他店券金額、システム利用領域 15、入金年月日、納付年月日、MPN 処理年月日、MPN 処理時刻、MPN 処理通番、仕向センタコード、金融機関コード、店舗コード、仕向処理年月日、仕向処理時刻、仕向処理通番、消込結果区分、決済年月日、MPN 通信サーバ登録年月日、拡張予備領域 02、チャンネル区分 2、システム予備、データ区分、システム予備

**【ファイル名：納付情報ファイル (納付日/入金日) (金融所得課税)】**

様式 I D、種類コード、様式別申告連番、種類別申告連番、N I S A 区分、納税者 I D (特別徴収義務者)、拡張予備領域 01 残

**【ファイル名：納付情報ファイル (納付日/入金日) (自動車 OSS)】**

OSS 受付番号、登録 (交付) 年月日、拡張予備領域 01 残

**【ファイル名：納付情報ファイル (納付日/入金日) (共通納税 IFS・納付 PS)】**

延滞金通知フラグ、税目・料金番号エラーフラグ、拡張予備領域 01 残

**【ファイル名：納付情報参照用ファイル（納付日/入金日）】**

収納団体コード、決済単位年月日、税目、納付年月日、決済年月日、入金年月日、税目・料金番号（納付区分）、共通納税機関コード、案件特定キー（納付番号）、確認番号、納付区分、収納機関番号、延滞金通知フラグ、税目・料金番号エラーフラグ、収納チャンネル、収納金融機関、納税者ID、利用者ID、納入者の納税者ID、納入者の利用者ID、納税者ID（特別徴収義務者）、名称・氏名、所在地・住所、納入者の名称・氏名、納入者の所在地・住所、指定番号、OSS受付番号、登録（交付）年月日、管理番号、特定キー1、法人番号、申告区分・課税期間、様式ID、種類コード、様式別申告連番、種類別申告連番、NISA区分、合計納付額、未納額、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、各種手数料額、税額、給与分、退職所得分、法人税割額、事業所税額、均等割額、事業所税加算金、督促手数料、[法人道府県民税]法人税割額、[法人道府県民税]均等割額、[法人道府県民税]延滞金、[法人道府県民税]督促手数料、[法人道府県民税]合計、[法人事業税・地方法人事業税]所得割額、[法人事業税・地方法人事業税]付加価値割額、[法人事業税・地方法人事業税]資本割額、[法人事業税・地方法人事業税]収入割額、[法人事業税・地方法人事業税]地方法人事業税額、[法人事業税・地方法人事業税]本税額合計、[法人事業税・地方法人事業税]延滞金、[法人事業税・地方法人事業税]過少申告加算金、[法人事業税・地方法人事業税]不申告加算金、[法人事業税・地方法人事業税]重加算金、[法人事業税・地方法人事業税]督促手数料、[法人事業税・地方法人事業税]合計、納付額、備考

#### 4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

|                          | ・対策が可能であれば「○」<br>・対策の必要がない場合は「-」         | 情報保護対策  |
|--------------------------|--|---|
| 区が行う情報保護対策<br>【運用上の対策】   | ○  | 個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。 |
|                          | ○  | 必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。  |
|                          | ○  | システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。  |
|                          | ○  | 業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。   |
|                          | ○  | 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。  |
| 区が行う情報保護対策<br>【システム上の対策】 | ○  | 接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。   |
|                          | ○  | ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。  |
|                          | ○  | 通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。  |
|                          | ○  | ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。                           |
|                          | ○  | コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。   |
|                          | ○  | ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。   |
|                          | ○  | 個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。                                    |
|                          | ○  | システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。  |
|                          | ○  | サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。  |
|                          | ○  | 入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。   |
| ○                        | システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。 |   |

#### 4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

|                                  | ・対策が可能であれば「○」<br>・対策の必要がない場合は「-」          | 情報保護対策  |
|----------------------------------|---|---|
| 結合先に行わせる<br>情報保護対策<br>【運用上の対策】   | ○   | 個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。 |
|                                  | ○   | 必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。  |
|                                  | ○   | システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。  |
|                                  | ○   | 業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。                                     |
|                                  | ○   | 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。                                     |
| 結合先に行わせる<br>情報保護対策<br>【システム上の対策】 | ○   | 接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。  |
|                                  | ○   | ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。   |
|                                  | ○   | 通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。  |
|                                  | ○   | ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。              |
|                                  | ○   | コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。                                       |
|                                  | ○   | ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。  |
|                                  | ○   | 個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。                        |
|                                  | ○   | システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。                              |
|                                  | ○   | サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。   |
|                                  | ○   | 入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。  |
| ○                                | システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。 |   |